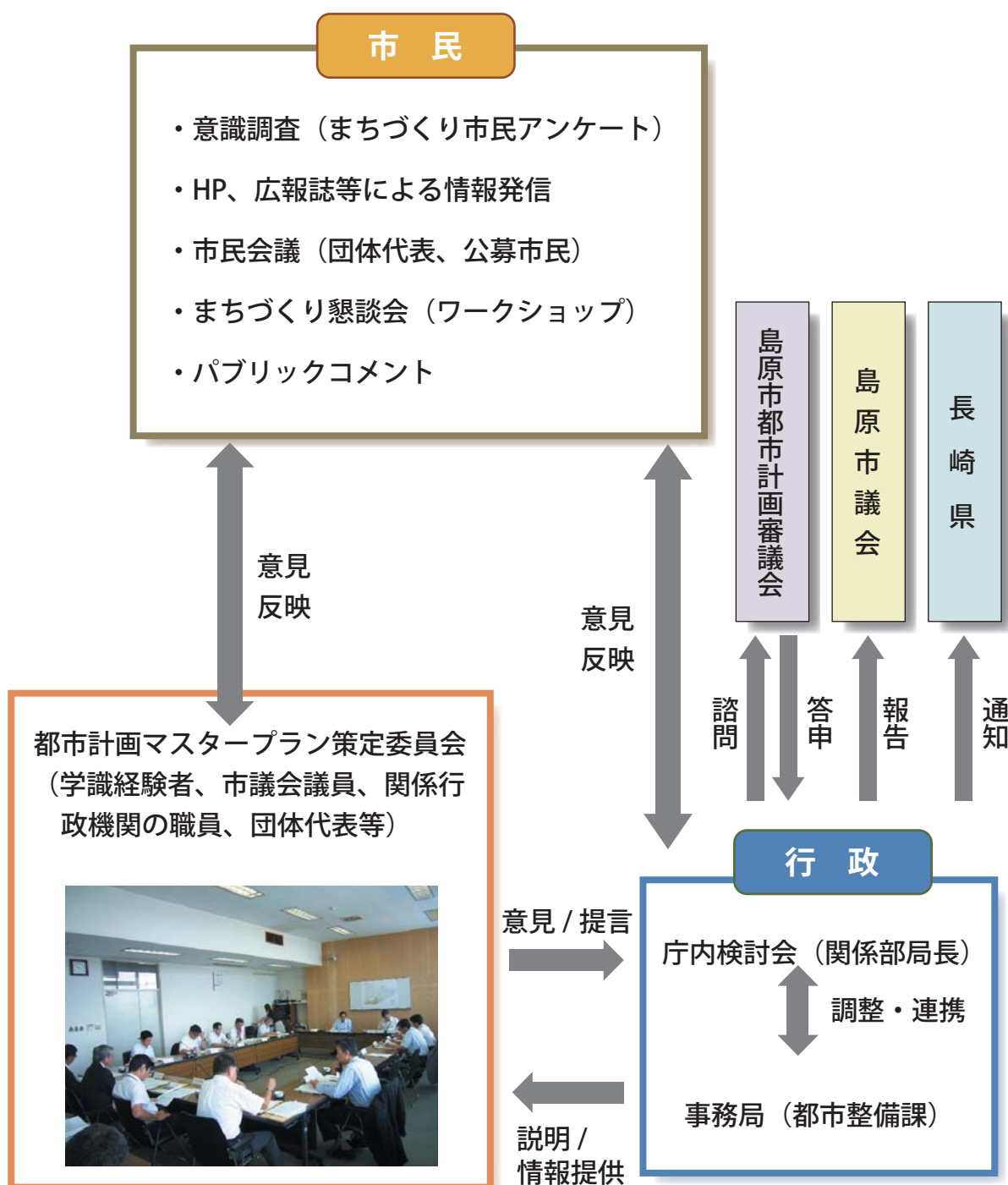


資料編

1 策定体制

島原都市計画マスタープラン策定体制



2 島原都市計画マスタープラン策定までの主な経緯

平成20年1月上旬 ～2月29日	市民意識調査（まちづくり市民アンケート）
平成20年3月24日	第1回庁内検討会 見直しの進め方、現況調査と住民意向の把握、都市づくりの課題
平成20年7月17日	第1回市民会議 見直しの進め方、現況調査と住民意向の把握、都市づくりの課題
平成20年7月25日	第1回策定委員会 見直しの進め方、現況調査と住民意向の把握、都市づくりの課題
平成21年10月28日	第2回庁内検討会 スケジュール、都市づくりの課題、全体構想
平成22年7月1日	第3回庁内検討会 都市づくりの課題、全体構想
平成22年7月22日	第4回庁内検討会 都市づくりの課題、全体構想
平成23年1月20日	第5回庁内検討会 全体構想
平成23年2月21日	第2回市民会議 全体構想
平成23年2月25日	第2回策定委員会 全体構想
平成23年9月26日 ～10月6日	まちづくり懇談会 市内7地区
平成24年6月29日	第6回庁内検討会 地域別構想
平成24年8月17日	第7回庁内検討会 地域別構想
平成24年8月31日	第8回庁内検討会 地域別構想
平成24年9月7日	第3回市民会議 地域別構想
平成24年12月17日	第3回策定委員会 地域別構想
平成27年7月28日	第9回庁内検討会 全体構想、地域別構想
平成27年8月7日	第4回策定委員会 全体構想、地域別構想
平成27年10月1日 ～10月30日	パブリックコメント 都市計画マスタープラン（案）の意見募集
平成27年11月19日	県への意見照会
平成28年1月14日	都市計画審議会への諮問 答申「原案どおり承認」

3 島原都市計画マスタープラン市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原市における、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する「都市計画に関する基本的な方針（以下「島原都市計画マスタープラン」という。）」の策定を円滑に推進するため、島原都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、島原都市計画マスタープランの策定に関する事項を検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長がこれを委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 市議会議員 3人以内
- (3) 関係行政機関の職員 4人以内
- (4) 関係各種団体の代表者 4人以内
- (5) 市の職員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、第2条に規定する所掌事務が完了するまでとする。

2 役職により就任した委員は、当該役職を退いたときは交替するものとする。この場合において、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、策定委員会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 策定委員会は、会長が議長となる。ただし、議長に事故ある時は、予め議長が指名する者がその職務を代行する。

3 議長は、必要があると認めるときは、検討事項に関する職員等の会議への出席を求めること

ができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、第4条第1項に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

4 島原都市計画マスタープラン市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原市における、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する「都市計画に関する基本的な方針（以下「島原都市計画マスタープラン」という。）」の策定にあたり、市民の意見をこれに反映させるため、島原都市計画マスタープラン市民会議（以下「市民会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、島原都市計画マスタープランの策定に関する事項を検討する。

(組織)

第3条 市民会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、各種団体の構成員及び市民から、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該都市計画マスタープランの策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から市長が指名する。

3 会長は、市民会議を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 市民会議は、会長が議長となる。ただし、議長に事故あるときは、予め議長が指名する者がその職務を代行する。

3 市民会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 議長は、必要があると認めるときは、検討事項に関する職員等の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

5 島原都市計画マスタープラン庁内検討会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、島原市における、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する「都市計画に関する基本的な方針（以下「島原都市計画マスタープラン」という。）」の策定にあたり、庁内の意見調整を図るため、島原都市計画マスタープラン庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 庁内検討会は、島原市における都市づくりの指針となる島原都市計画マスタープランの策定及び推進に関し検討する。

(組織)

第3条 庁内検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 庁内検討会に会長を置き、会長は副市長をもってこれに充てる。

(会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、会長が議長となる。ただし、議長に事故あるときは、予め議長が指名する者がその職務を代行する。

3 議長は、必要があると認めるときは、検討事項に関する職員等の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内検討会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、庁内検討会の運営等に関して必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年2月12日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、島原都市計画マスタープランを定めた日をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

島原都市計画マスタープラン庁内検討会委員

副市長、市長公室長、総務部長、市民部長、福祉保健部長、産業部長、建設部長、教育委員会
教育次長、有明支所長、水道課長、農業委員会事務局長

6 委員名簿

■島原都市計画マスタープラン策定委員会委員

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

氏名	所属団体等
◎高橋和雄	長崎大学名誉教授
○鮫島和夫	長崎住まい・まちづくりトラスト代表 (元長崎総合科学大学教授)
林田 勉 (前任 清水宏、永尾邦忠)	島原市議会議員
本田みえ (前任 馬場勝郎、酒井美代子、大場博文)	島原市議会議員
松坂昌應 (前任 本田順也)	島原市議会議員
古賀唯雄 (前任 山口正二、田中育穂)	国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所 副所長
林田裕典 (前任 平井靖人、一楽常治、井手幹雄)	長崎県島原振興局農林水産部長
田中比月 (前任 田口陽一、○本田博徳、草野彰夫)	長崎県島原振興局建設部長
山田恭市 (前任 永田昌寛、宇都宮厚、木下慎一郎)	長崎県島原警察署副署長
渡邊和廣 (前任 ○荒木道夫)	島原商工会議所専務理事
泉 義弘 (前任 加藤寛治)	島原雲仙農業協同組合長理事
廣瀬光徳 (前任 池田敬一郎、松本長男)	島原市農業委員会会長
吉本政信 (前任 北浦守金)	島原漁業協同組合代表理事組合長
柴崎博文 (前任 杉光正弘、谷口英夫、金子浄澄)	島原市副市長

■島原都市計画マスタープラン市民会議

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

氏名	所属団体等
松本 力 (前任 ◎矢川武士)	有明地区自治会連絡協議会会長
宮崎哲雄 (前任 石橋政俊)	三会地区町内会連絡協議会会長
上田 泉	杉谷地区町内会連絡協議会会長
阿部洋次郎 (前任 ◎片山兼秀)	森岳地区町内会連絡協議会会長
田中正之 (前任 安藤幽明)	霊丘地区町内会連絡協議会会長
◎野田隆義	白山地区町内会連絡協議会会長
前田勝義 (前任 坂本國公)	安中地区町内会連絡協議会会長
肘井裕子 (前任 田中明子、森川美恵子)	島原市婦人会連絡協議会会長
塩田竹美 (前任 橋本健士)	島原市老人クラブ連合会会長
古瀬 亨	島原中心市街地街づくり推進協議会会長
馬渡倫幸	島原市青年団団長
○中村靖人	一般公募
芦塚健治	一般公募
佐々木信明	一般公募
荒木 博	一般公募

7 用語解説

あ行

アクセス

目的地までの道路や交通手段

温室効果ガス

太陽光により暖められた地表面から放射される熱を吸収し、再び地表に戻すことにより地球の温度を保つ効果のあるガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等） 近年は、人間の活動の活性化により増加し、太陽によってもたらされた熱を逃がさず、地球の温度を上昇させる原因となる

か行

開発（行為）

建築物の建築等を目的で行う土地の区画形質の変更のこと 開発行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない

幹線道路

道路網の中で主要な骨格をなし都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ道路のこと また、周辺地域の開発を促し、災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能を併せ持つもの

涵養（林）

その地に降った雨や雪を土壤に浸透させ、保水し、地下水脈や河川に水を供給する機能を持つ森林のこと

協働

住民と行政が相互理解のもと、ともに協力して働いてまちづくりを行うこと

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

公共公益施設

住民の生活のために必要なサービス施設の総称で、一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設等のこと

公共交通機関

鉄道やバスのほか、タクシー、航空路線、船舶など不特定多数の人々が利用する交通機関

のこと（公共交通機関の運営主体は公共（行政）、民間、第3セクターなど多様である）

公共下水道

市町村が設置し、管理する下水道で、道路の下に系統的に埋設した污水管やこれに付随する公共柵など、家庭や工場から排出される汚水を処理するための施設のこと

国土利用計画

国土利用法第4条に基づいて、国、都道府県、区市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。また、総合的かつ計画的な土地利用を確保するために定められた計画で、国土の利用に関する行政上の指針となるもの

国立公園

日本の風景を代表する傑出した自然の景勝地で自然公園法に基づき環境大臣が指定する

コミュニティ

地域生活、共同生活体ともいい、生活の場において多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団のこと

さ行

ジオパーク

ユネスコの支援によって2004年に設立された組織「世界ジオパークネットワーク」が認定する自然公園で地球科学的価値を有する「大地の遺産」を保護しつつ、それらを地域の教育や科学振興及び観光事業に活用するもの

市街化区域

都市計画法第7条に基づいて、市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと

市街化調整区域

都市計画法第7条に基づいて、公共施設の効率的な整備と無秩序な市街化の防止を図るため、当分の間、市街化を抑制する区域のこと

市街地開発事業

土地区画整理事業や市街地再開発事業など、市街地の計画的な開発または整備を図るため、一定区域について公共施設の整備とともに宅地の利用増進または建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業のこと

市街地再開発事業

都市再開発法第2条に基づいて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の

更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業のこと

自然的土地利用

農林業的土地利用に自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などを加えた都市的土地利用以外の土地利用のこと

準防火地域

都市計画法第9条に基づく地域地区の一種で、市街地における火災の危険性を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる地域のこと

親水公園

水を見せ、水に触れ合い、水と遊ぶなど、水と親しむことができる空間のある公園

線引き・非線引き（都市計画区域）

市街化区域と市街化調整区域との区域区分を通称「線引き」といい、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要に応じて定めるもの。区域区分が定められている都市計画区域を線引き都市計画区域といい、定められていない都市計画区域を非線引き都市計画区域という

総合計画

地域づくりの最も上位に位置づけられる行政計画であり、基本構想・基本計画・実施計画の3本柱で構成され、長期展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示すもの

た行

地域高規格道路

都市圏の幹線道路の円滑化と交流促進等を目的とした主要な道路のこと

地域地区

都市計画法第8条に基づく都市計画の種類の一つであり、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等についての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として、一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの

地区計画

都市計画法第12条の4に基づいて、良好な市街地環境の形成や保持を図るため、地区の特性に応じ、道路・公園等の配置・規模や建築物の用途・敷地・形態等について住民等の意向を十分反映した計画を定め、土地利用や建築物の規制・誘導を図る都市計画制度のこと

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。自家用車の利用の逡減や渋滞の緩和などによって、二酸化炭素の排出を減らしていくまちづくりのこと

都市基盤施設

道路、鉄道、公園・緑地、上下水道、河川等、市民生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと（近年では、情報・通信等も重要な都市基盤として位置づけられている）

都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づいて、概ね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等について行う現況及び将来の見通しに関する基礎調査のこと

都市計画区域

都市計画法第5条に基づいて定める都市計画法その他の関係法令の適用を受け入れるべき土地の範囲のこと

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画法第6条の2に基づいて、それぞれの都市計画区域ごとに、その都市計画の目標、区域区分の方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の主な都市計画の方針について都道府県が定めるもの

都市計画道路

都市計画法第11条に基づいて、都市計画上、必要な都市施設として位置、名称、道路の種類、車線数等が定められた道路のこと（定められた区域内では、建築の制限等がある）

都市公園・緑地

国が整備した国営公園及び地方自治体が都市計画区域内に設置した都市公園法に定められる公園又は緑地のこと（公園の機能に応じた適正な規模により、以下のような種別がある）

《住区基幹公園》

〔街区公園〕主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、その誘致距離は250m、敷地面積は0.25haを標準として配置する

〔近隣公園〕主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、その誘致距離は500m、敷地面積は2haを標準として配置する

〔地区公園〕主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、その誘致距離は1km、敷地面積は4haを標準として配置する

〔緩衝緑地〕公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等を分離遮断することが必要な状況に応じて配置する

《都市基幹公園》

〔総合公園〕市町村全域の人々が、総合的に利用することを目的とした公園で、都市規模に応じ、1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する

〔運動公園〕市町村全域の人々が、運動に利用することを目的とした公園で、都市規模に応じ、1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する

都市施設

都市計画法第11条に基づいて定める道路等の交通施設、公園等の公共空地、供給処理施設、教育文化施設等の施設のこと

都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用のこと

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づいて、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更を行う事業のこと

な行

乗合タクシー

11人未満の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車

は行

バリアフリー

高齢者や障害者が安全で快適に住めるように、床の段差をなくしたり、階段に手すりを付けるなど建築上の障害を取り除くこと 広義には、高齢者や障害者の生活を妨げるような障害（バリア）全般としての仕組みや制度、意識も含む

ブランド化

優良な商品づくり、価格設定、ロゴデザイン、広告戦略、顧客対応、企業の行動など、これらの要素を適切に設定することにより、競合するものとの区別性を明確にすること

フレーム

まちづくりを考える上での基本的な目標数値

風致地区

都市の風致を維持するために都市計画に定める地域地区の一つ、地域制緑地の一つで、建築物の建築、宅地の造成または木竹伐採等の行為を規制する地区のこと

ま行

マネジメントサイクル

事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つ Plan（計画）→Do（実行）→Check（確認・評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによる

業務の継続的な進行管理 これらの頭文字を取ってPDCAサイクルとも呼ばれる

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人々が使用できるような、商品、建物、環境デザイン、障害、高齢といった特別視をやめ、デザイン上の区分分けをなくして行こうとするものバリアフリーを更に進めた概念のこと

用途地域

良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動をして行くために、建築物の用途（建てられる建物）、容積率、建ぺい率、高さ等を規制・誘導する地域のこと

ら行

ライフスタイル

衣食住等の生活様式や社会との関わり方などを含めた、広い意味での暮らし方、住まい方のこと

ランドマーク

景観形成を構成する1つの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目的として特徴を持つもの

レクリエーション施設

人々が楽しみ、憩うことができる、ゴルフ場、スキー場、陸上競技場、テニスコート、キャンプ場、遊園地、動物園その他これらに類する施設のこと